|  |  |
| --- | --- |
| 手数料納付額 | 審査印 |
| 12,500円 |  |

様式第七十八(第百四十二条、第百四十九条、第百五十五条関係)

卸売販売業許可更新申請書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可番号及び年月日 | | |  | | |
| 営業所の名称 | | |  | | |
| 営業所の所在地 | | |  | | |
| 変更内容 | 事　　　　　項 | | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 | |
|  | |  |  | |
| （法人にあつては）薬事に関する業務に  責任を有する役員の氏名 | | |  | | |
| 申請者(法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)の欠格条項 | (1) | 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取り消しの日から3年を経過していない者 | | |  |
| (2) | 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 | | |  |
| (3) | 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 | | |  |
| (4) | 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者 | | |  |
| (5) | 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 | | |  |
| (6) | 精神の機能の障害により医薬品販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 | | |  |
| (7) | 医薬品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 | | |  |
| 備　　　　考 | | |  | | |

上記により，卸売販売業の許可の更新を申請します。

令和　　年　月　日

住　所法人にあっては、主たる事業所の所在地

〒　 ‐

氏　名法人にあっては、名称及び代表者の氏名

水戸市保健所長　様

担当者　氏　名　　　　　　　　　　連絡先

(注意)

１　用紙の大きさは、A4とすること。

２　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

３　次に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、卸売販売業者にあつては、第159条の22第1項各号に掲げる事項について、変更内容に記載すること。

４　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)及び（2）欄にあってはその理由及び年月日を、(3)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。